

議案第14号

沼田市印鑑条例の一部を改正する条例について

沼田市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山公一



## 沼田市印鑑条例の一部を改正する条例

沼田市印鑑条例（昭和51年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第8条第1項中「き損」を「破損」に改める。

第11条の見出し中「申請」を「届出」に改め、同条第1項中「その代理人は」の次に「、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対して、印鑑登録証を添えて」を加え、「申請することができる」を「届け出なければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 印鑑の登録を廃止しようとするとき。
- (2) 登録した印鑑を変更しようとするとき。
- (3) 登録した印鑑を亡失又は滅失したとき。
- (4) 印鑑登録証を著しく破損又は汚損し、登録番号の識別ができないとき。

第11条第2項を次のように改める。

2 第9条ただし書の規定は、前項の届出について準用する。

第11条第3項及び第14条第3項を削る。

第15条中「、印鑑の登録を受けている者又はその代理人が」及び「に掲げる者のうち」を削り、「をすることができない」を「の申請を受理しないものとする」に改め、同条に次の2号を加える。

- (3) 災害その他やむを得ない理由により印鑑登録証明書の作成が困難であるとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

第16条に次のただし書を加える。

ただし、法令の規定に基づく請求があった場合において、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(沼田市行政手続条例の適用除外)

第18条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、沼田市行政手続条例（平成8年条例第12号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。